

平成30年5月23日
第5回協会けんぽ調査研究フォーラム
発表資料

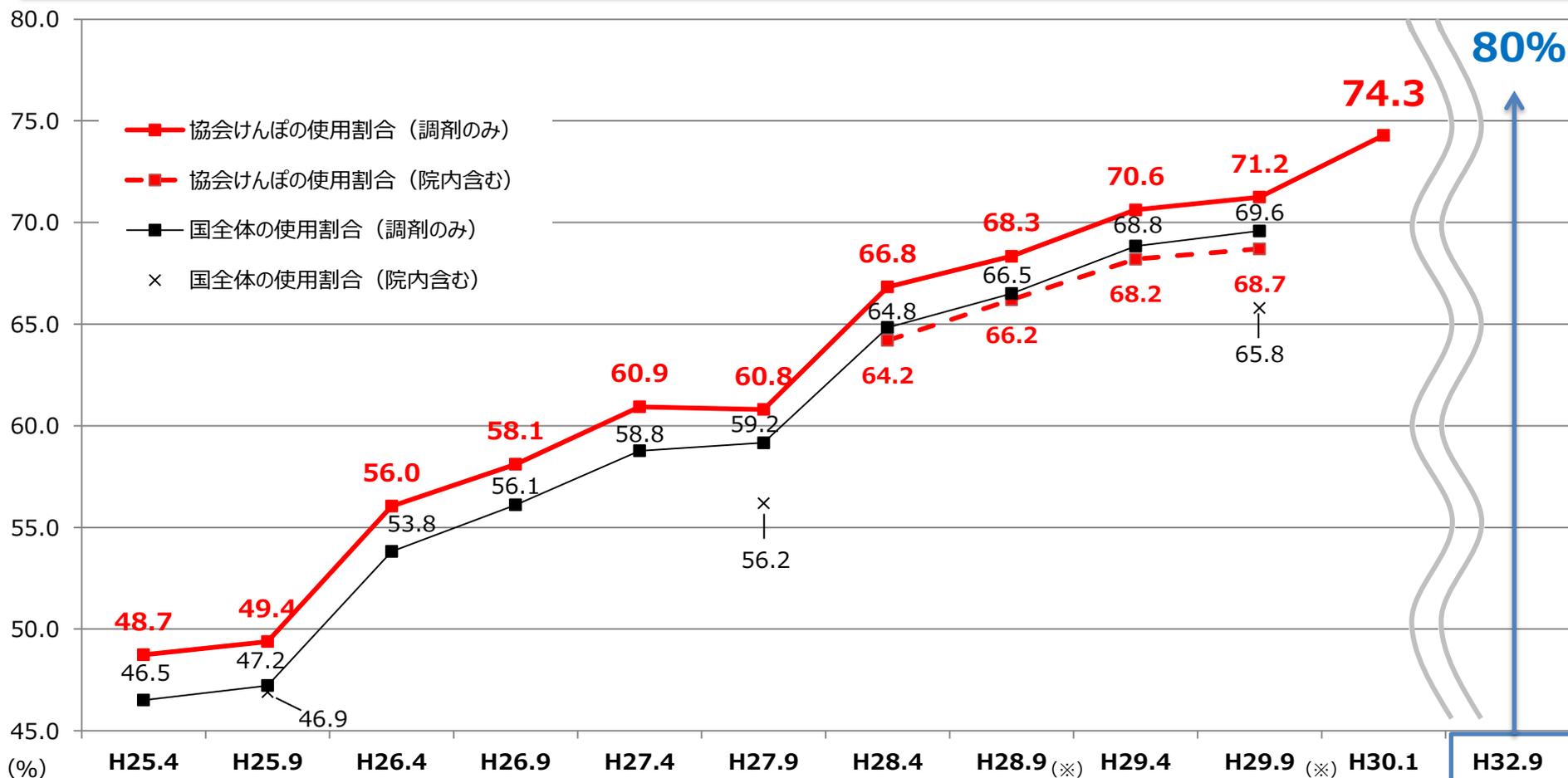
協会けんぽのジェネリック医薬品 使用促進に向けた取組等について

ジェネリック医薬品の使用割合の推移

■ ジェネリック医薬品軽減額通知サービス等の取組により、平成30年1月分(調剤のみ)の協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合は**74.3%**を達成。

<参考> 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）抄

2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。



<出典> 協会けんぽの使用割合は当協会調べ、国全体の使用割合は「調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）、「薬価基準改定の概要」（厚生労働省）

(※) 「協会けんぽの使用割合（院内含む）」は同年10月の数値

協会けんぽのジェネリック医薬品使用促進に向けた取組の全体像

<1> ジェネリック医薬品軽減額通知サービス

- 他の保険者に先駆けて、平成21年度から導入
- 通知対象者の4人に1人が切替えを行い、累計の財政効果は約873億円

<2> 『ジェネリックカルテ』を用いた支部間格差の解消

- 支部ごとの使用割合を見ると、依然として20%ポイントもの格差が存在
- スコアリングレポートである『ジェネリックカルテ』で支部ごとの阻害要因を「見える化」し、対策の優先順位とメリハリをつける

<3> 「見える化」ツールに基づく医療機関・調剤薬局へのアプローチ

- 協会けんぽのビッグデータを活用し、医療機関・調剤薬局ごとに、使用割合や地域内での立ち位置を「見える化」するツールにより、個別アプローチを実施

<4> 分野ごとのジェネリック医薬品使用割合に係る戦略的データ分析

- 新たなデータ分析により、使用割合のボトルネックとして、①診療所(院内)、大学病院、②小児、③医療業、保健衛生業(病院等)、④外皮用薬(湿布薬等)が判明
- これら4分野の使用割合が平均値まで改善すれば、全体の使用割合は+5.49%

< 1 > ジェネリック医薬品軽減額通知サービス①

■ 協会けんぽでは他の保険者に先駆けて、**平成21年度から導入**。近年では、**年齢や性別など対象者の属性によってリーフレットのデザインを工夫**するなど、きめ細かなサービスを実施。

加入者

お薬代の自己負担額が軽減

双方にメリット

協会けんぽ

医療保険財政の適正化

見本

お問合せ番号：XXXX-XXXX-XXXX

医薬品をお使いいただくと
あなたの窓口負担額を減らすことができます

- 1 平成27年10月に処方されたお薬のうち、以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合
- 2 お薬代の軽減可能額 5,350円～

平成28年10月診療分で処方されたお薬(先発医薬品)			ジェネリック医薬品に変更することで軽減できるお薬代
医療機関/薬局	お薬名	お薬代(お負担)	
薬局	〇〇〇〇錠10 10mg	5,690	2,710～
	〇〇〇〇〇点眼液(0.1%)	1,850	1,130～
	〇〇〇〇〇テープ100mg	870	260～
医療機関	〇〇〇〇〇テープ40mg	2,490	820～
	〇〇〇〇〇テープ20mg 7cm×10cm	1,230	430～
4 合計		12,130	2 5,350～

- 5 (注意事項) 必ずお読みください。
- 処方されたお薬によっては複数のジェネリック医薬品が存在するため、この「お知らせ」に記載している金額と
 - この「お知らせ」は医療機関・薬局からの請求データに基づいて作成しています。軽減できる金額の大きいもの

- 1 処方年月**
この月に処方されたお薬で、軽減可能額の試算を行っています。
- 2 お薬代の軽減可能額**
ジェネリック医薬品に変更することで軽減できる1か月のお薬代の目安です。
※お薬代以外の診察等に要する費用は含まれていません。
- 3 お薬名**
軽減できるお薬代が高いものを最大で8種類記載しています。
- 4 お薬代**
ジェネリック医薬品に変更する前の1か月のお薬代です。
※お薬代のみを記載していますので、お支払いになった金額とは異なります。
- 5 注意事項**
必ずお読みください。

1つの先発医薬品に対し、**複数のジェネリック医薬品が存在する場合があるため**、この「お知らせ」には具体的なジェネリック医薬品名を記載していません。
具体的なお薬については、かかりつけの医療機関または薬局でご相談ください。

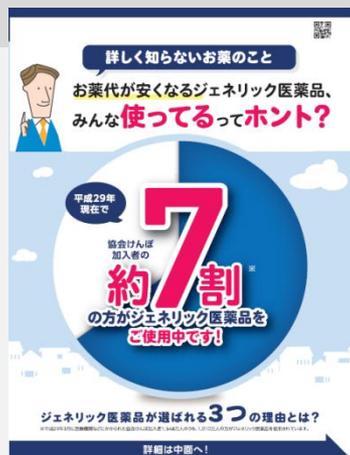
< 1 > ジェネリック医薬品軽減額通知サービス②

- 通知書に同封するリーフレットは、年齢性別に応じてデザインを変え、加入者の心理面にもより訴求する工夫をしている。

若年

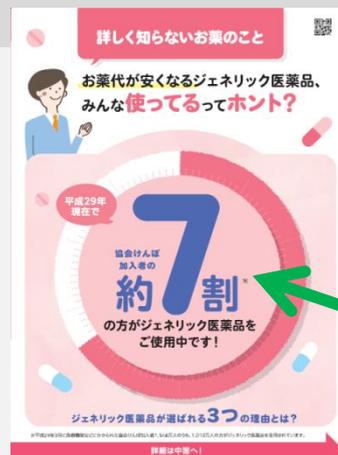
65歳未満・男性

シンプル
×
スタイリッシュ



65歳未満・女性

キュート
×
ソフト



「みんなが使っている」
ことを印象付ける

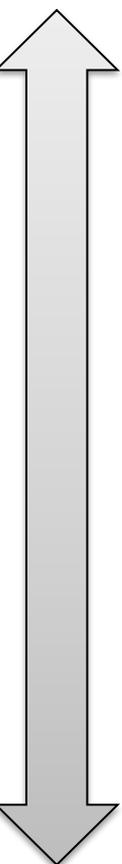
65歳以上・男性

情緒
×
落ち着き



65歳以上・女性

ナチュラル
×
癒し・幸福感



年配層

<2> ジェネリック医薬品軽減額通知サービス③

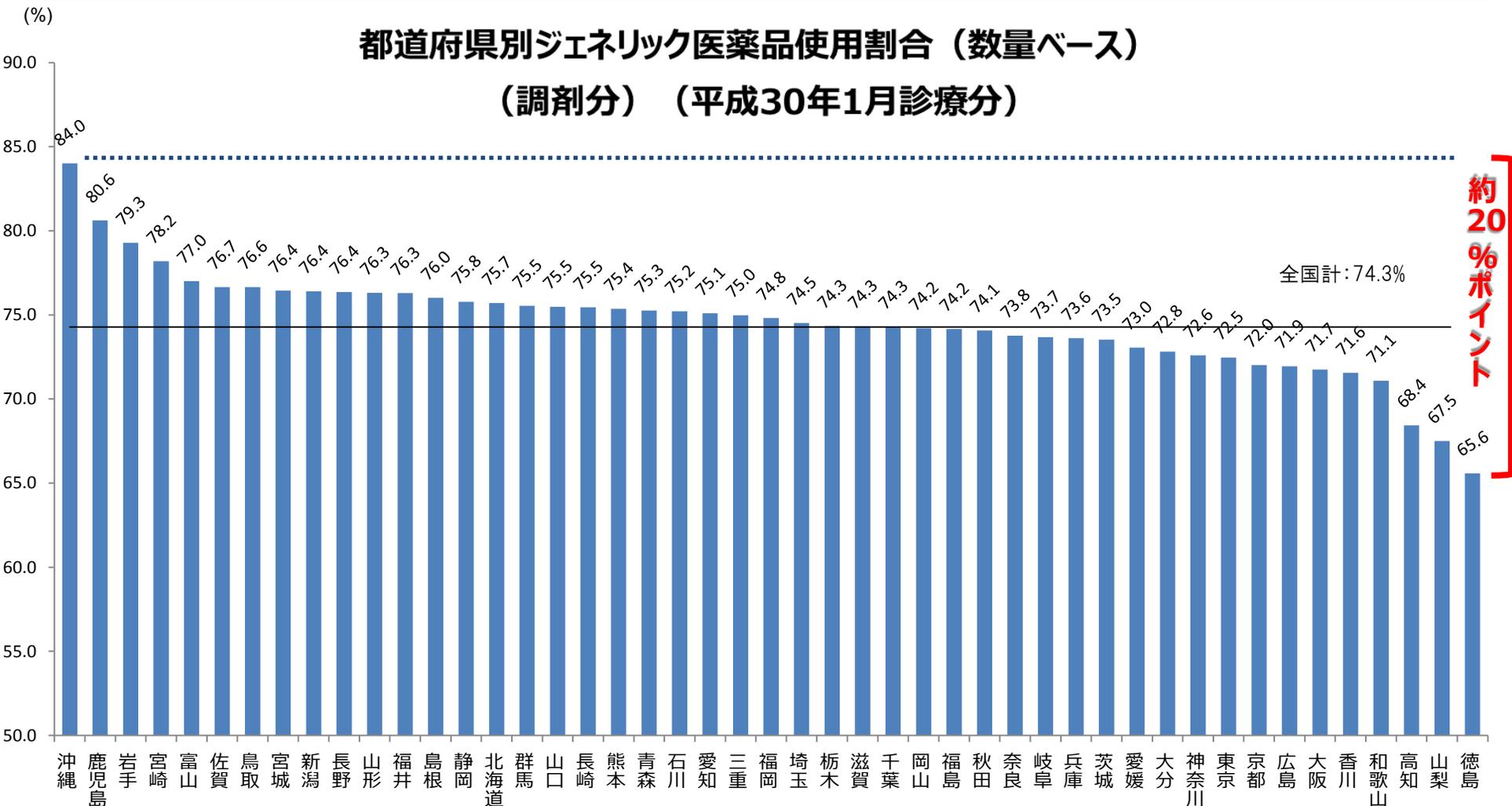
- 通知対象者の**4人に1人（26%）**がジェネリック医薬品への切替えを行い、累計の**財政効果は873億円**と、**実施コスト38.4億円**を大きく上回る費用対効果。

年度	通知件数	切替件数	切替率	コスト	軽減額（※）
21年度	145万件	38万件	26.2%	7.5億円	69.6億円
22年度	55万件	11万件	21.5%	4.7億円	16.8億円
23年度	105万件	25万件	23.8%	5.0億円	39.3億円
24年度	124万件	31万件	25.2%	4.8億円	48.0億円
25年度	184万件	47万件	25.5%	2.4億円	83.1億円
26年度	330万件	89万件	26.6%	3.9億円	157.7億円
27年度	375万件	107万件	28.5%	4.0億円	188.5億円
28年度	610万件	154万件	25.3%	6.1億円	270億円
合計	1,926万件	501万件	26.0%	38.4億円	873億円

（※）1ヶ月あたりの軽減効果額を年間に換算（×12ヶ月）した単純推計

<2> 『ジェネリックカルテ』を用いた支部間格差の解消①

- 協会けんぽ各支部のジェネリック医薬品使用割合をみると、依然として約20%ポイントの格差が存在するため、地域ごとの阻害要因を踏まえた対策が不可欠。



注. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したもの。

<2> 『ジェネリックカルテ』を用いた支部間格差の解消②

- 協会けんぽ独自の取組として「ジェネリックカルテ」を作成し、**地域ごとの阻害要因を「見える化」**。支部ごとに対策の優先順位を付け、それに応じて**マンパワーを重点配分**し、取組のコストパフォーマンスを高める。

<ジェネリックカルテ(H29.4)> 緑色：偏差値50以上の項目 赤色：偏差値50以下の項目 ※色が濃いほど偏差値が高い（低い）

都道府県	都道府県名	ジェネリック医薬品使用割合(全体)	【医療機関の視点】																【患者の視点】											
			院内処方								院外処方								加入者ジェネリック拒否割合											
			院内処方ジェネリック医薬品使用割合								院外処方ジェネリック医薬品使用割合																			
			偏差値	指標数値	影響度	入院		外来		院内処方率	病院		診療所		一般名処方率															
入院	外来	病院				診療所																								
05	秋田	52	68.9	45	57.5	-0.5	57	79.1	+0.0	60	65.1	+0.2	36	51.8	-0.9	61	16.4	51	71.1	+0.4	60	73.9	+1.2	46	69.4	-0.8	53	45.2	55	16.9
13	東京	40	64.3	40	55.1	-0.9	53	77.9	+0.0	39	48.9	-0.4	39	53.1	-0.6	60	17.3	37	66.0	-3.9	39	66.0	-0.9	37	66.0	-3.0	39	38.8	38	23.1
22	静岡	53	69.4	47	58.9	-0.3	52	77.8	+0.0	51	58.1	+0.6	45	56.7	-0.4	53	21.8	55	72.3	+1.3	53	71.1	+0.2	55	72.6	+1.1	61	48.3	33	25.0

<分析と対応例>

- ・ **秋田**：院内・院外処方共に診療所の使用割合が低い。特に院内処方では影響度▲0.9%ポイント。
⇒ 自治体や関係団体と協同し、医療関係団体への働きかけ
- ・ **東京**：ジェネリック医薬品の使用促進に繋がる一般名処方率が低く、それに伴い院外処方の使用割合が低い
⇒ 医療機関に対して診療報酬上の加算等を説明するほか、他機関の加算取得状況との比較を示し、一般名処方の推進を依頼
- ・ **静岡**：加入者のジェネリック医薬品拒否割合が高い
⇒ 加入者に対して、窓口負担の軽減等の周知、ジェネリック医薬品の品質や安全性に係る情報提供

<3> 「見える化」ツールに基づく医療機関・調剤薬局へのアプローチ

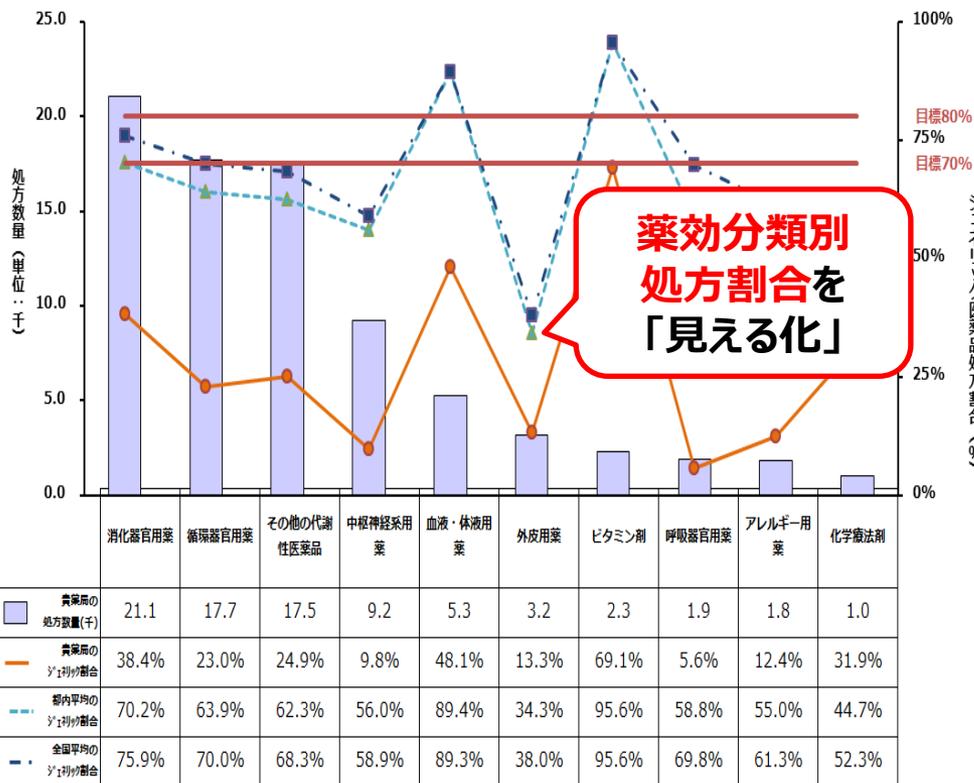
■ 協会けんぽが保有するビッグデータを活用し、**医療機関・調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合や地域内での立ち位置を「見える化」**して個別にアプローチ。平成29年度はこの「見える化」ツールを全国で**11,638医療機関、26,609調剤薬局へ配布**。

<「見える化」ツールのイメージ>

「薬局向けツール」

「医療機関向けツール」

薬効分類別のジェネリック医薬品処方割合

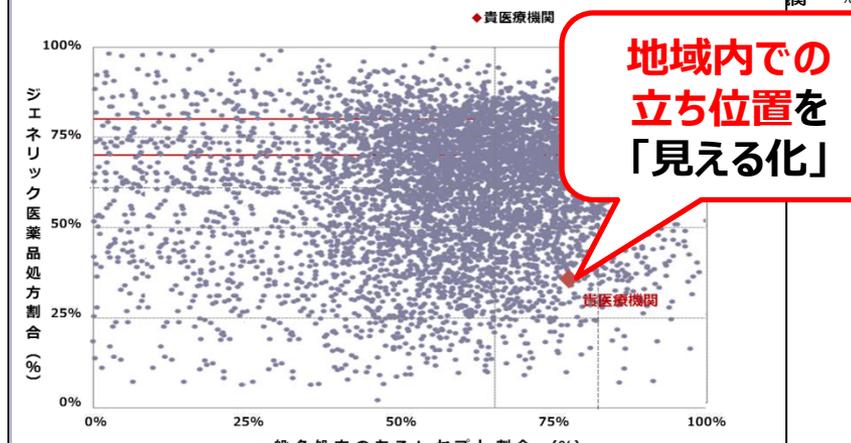


自院の処方に基づく調剤状況を提供

院外処方における地域薬局の医薬品処方情報

No.	薬局名	平成28年4月の院外処方レセプト件数(協会けんぽ加入者)(件)	平成28年4月の院外処方レセプトに基づく調剤状況			
			処方数量全体	うち、ジェネリック医薬品のある先発医薬品の処方数量	うち、ジェネリック医薬品の処方数量	ジェネリック医薬品処方割合(%)
1	〇〇薬局	1,042	129,085	19,630	54,326	73.5%
2	〇〇薬局	229	28,538	4,964	11,114	69.1%
3	〇〇薬局	49	4,242	435	2,552	85.4%

院外処方におけるジェネリック医薬品処方割合の位置付け (●●県内)

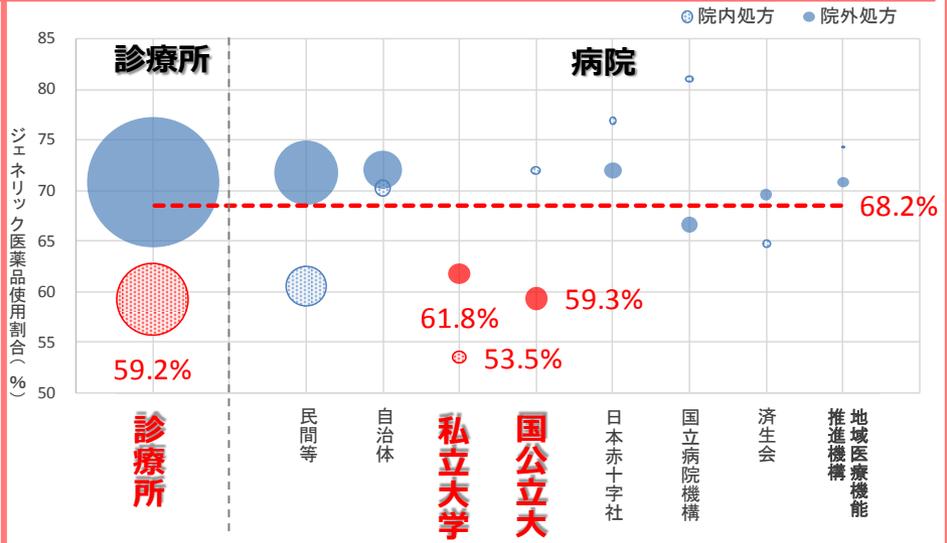


< 4 > 分野ごとのジェネリック医薬品使用割合に係る戦略的データ分析

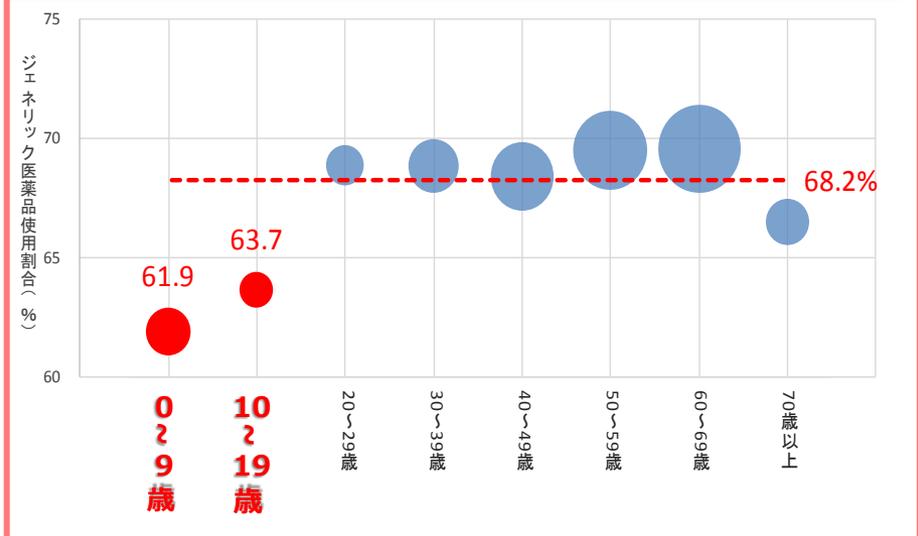
■ 以下 4 分野の使用割合が平均値まで改善すれば、協会けんぽ全体の使用割合は +5.49%。

(注) 円の面積は医薬品数量 (先発医薬品+後発医薬品) の数量を表す。

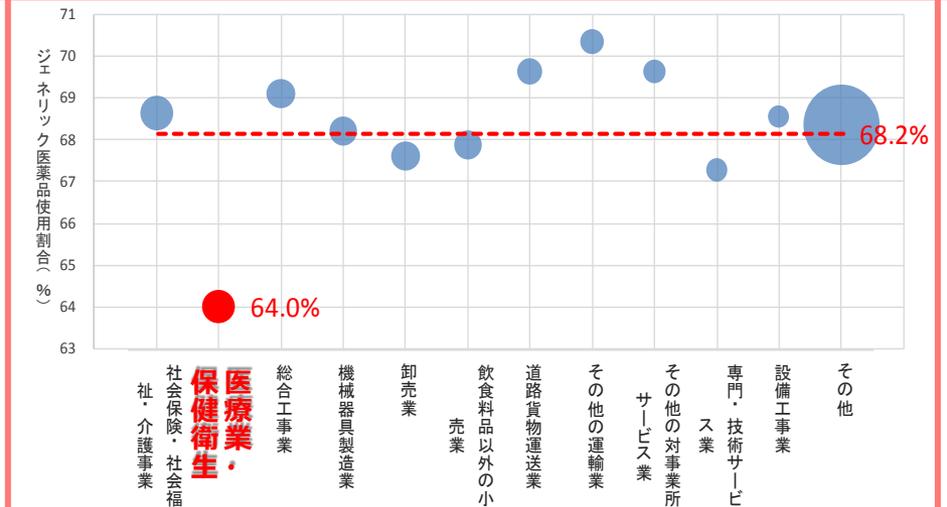
① 診療所 (院内)、大学病院 <影響度▲1.75%>



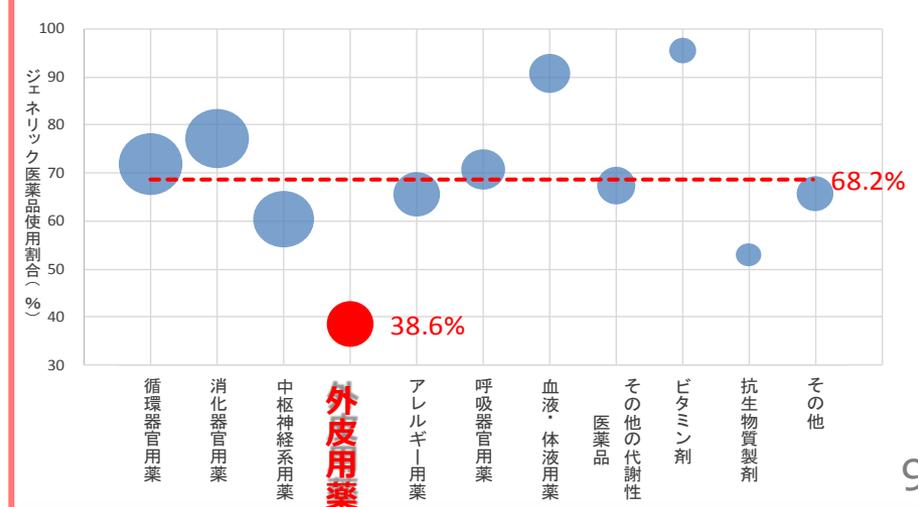
② 小児 (0~19歳) <影響度▲0.69%>



③ 医療業・保健衛生 (病院等) <影響度▲0.32%>



④ 外皮用薬 (湿布薬等) <影響度▲2.73%>



協会けんぽにおけるジェネリック医薬品の医療費軽減効果額（試算）

- 協会けんぽにおけるジェネリック医薬品による医療費軽減効果額（試算）は**平成28年度が▲1,800億円**＜試算1＞、仮に使用割合100%になった場合はさらに**▲1,300億円**＜試算2＞。
- なお、＜試算2＞を前提に使用割合を80%と仮定すると、追加的に**▲500億円（保険料率換算で0.06%に相当）**の医療費軽減効果額が見込まれる＜試算3＞。

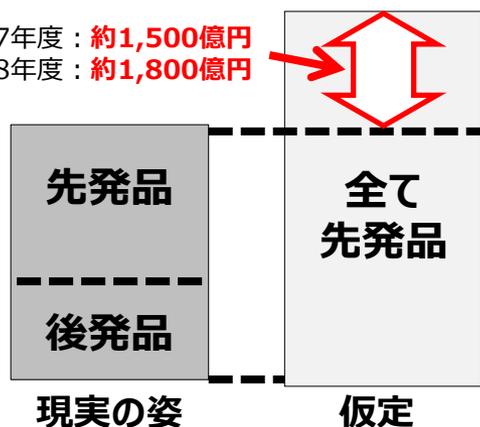
単位（億円）

	合計	後発 医薬品		＜試算1＞（後発品を全て先発品に 置き換えた場合）			＜試算2＞（先発品を全て後発品に 置き換えた場合）			＜試算3＞（使用割合 が80%になった場合）		（参考） 使用割合
		後発 医薬品	先発 医薬品	推定先発相当額	軽減効果額	平均	推定後発相当額	軽減効果額	平均	軽減効果額	平均	
27年度	4,548	1,555	2,993	3,093 ~ 3,114	1,538 ~ 1,559	1,548	1,441 ~ 1,726	1,267 ~ 1,553	1,410	643 ~ 788	716	59.4%
28年度	4,162	1,622	2,540	3,448 ~ 3,471	1,826 ~ 1,849	1,837	1,128 ~ 1,407	1,133 ~ 1,412	1,273	469 ~ 584	526	65.9%

＜推計のイメージ＞ ※棒グラフの高さはそれぞれ薬剤料を表す

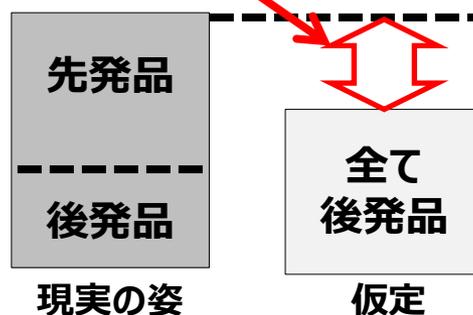
＜試算1＞

平成27年度：約1,500億円
平成28年度：約1,800億円



＜試算2＞

平成27年度：約1,400億円
平成28年度：約1,300億円



＜試算3＞

平成27年度：約700億円
平成28年度：約500億円



ジェネリック医薬品80%目標達成に向けた協会けんぽの提案

【前提】

ジェネリック医薬品は先発医薬品と効果等が同一であり、医療上の理由を除けば先発医薬品を選ぶことは選択の問題。

制度上の施策や全国統一的な対策の提案

■ 市販品類似薬は医療保険の給付対象外に

⇒ 湿布薬等のような外用薬が使用割合を大きく引き下げているが、そもそもこうしたOTCで買える医薬品は給付対象外とすべき。

■ 保険償還価格の適正化（保険償還価格はジェネリック医薬品の薬価までとする）

⇒ 効果等が同一にもかかわらず金額の高い先発品を選ぶ場合の差額は自己負担。ただし、医療上の判断がある場合等は除く。

■ 公立・公的病院、大学病院におけるジェネリック医薬品使用割合の公表

⇒ 医療機関の設置主体によって使用割合は大きく異なり、ジェネリック医薬品の使用が医療上の判断に基づくものとは理解し難い場合もある。

■ ジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関・薬局に対する診療報酬の減算規定の適用

⇒ ジェネリック医薬品を積極的に処方する場合の診療報酬上の加算だけでなく、使用割合が極めて低調な医療機関等に対する減算規定を創設。

■ ジェネリック医薬品の品質検証結果の公表

⇒ ジェネリック医薬品の品質に懸念がある場合等に行う品質検査の結果について、一般の方に分かりやすい情報を公表する。

地域ごとの特性を踏まえた対応の提案

■ 地方厚生局や都道府県との協力で地域医師会等への働きかけ

⇒ 地域医師会や医療機関・薬局に対して、地域での使用割合等の立ち位置を示すデータをもとに、関係機関と協同して働きかけ。

■ 地域ごとのジェネリック医薬品のフォーミュラーの作成

⇒ ジェネリック医薬品の安定供給や品質面での懸念を払拭するため、地域ごとの汎用ジェネリック医薬品リスト（フォーミュラー）を作成。

■ 地域ごとのデータ分析結果の公表

⇒ 地域における医療機関や薬局のジェネリック医薬品の使用状況や薬の種類ごとの使用割合について、他の都道府県と比較して広く情報発信。